

訴訟事件の報告について

1 件名 目黒区有地違法売却に係る損害賠償請求事件の発生

2 訴訟事件名等

- (1) 事件名 目黒区有地違法売却に係る損害賠償請求事件
- (2) 原告 目黒区在住のA氏
- (3) 被告 目黒区長
- (4) 裁判所 東京地方裁判所民事第 51 部
- (5) 訴状到達日 平成 28 年 5 月 31 日

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、目黒区長個人に対して金 19 億 6758 万 9979 円及びこれに対する訴状到達の日の翌日から支払い済みに至るまで年 5 分の割合による金員を目黒区へ支払うよう請求せよ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 請求の原因（原告主張の概要）

請求の原因対象となっている目黒区有地（以下「本件土地」という。）売却については、目黒区と東京都が共同で採用した公募提案方式による随意契約で契約の締結を行っている。

しかし、当該随意契約締結は以下(1)から(3)などの理由により違法であることから、公募提案に参加した 4 事業者のうち最高提示価格である 61 億 7921 万 4 千円と売却価格 42 億 1162 万 4021 円との価格差 19 億 6758 万 9979 円について、目黒区長は目黒区に対して損害を発生させた。

- (1) 本件土地売却契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項で規定された随意契約によることができる場合に該当しない。
- (2) 区の最高意思決定機関である政策決定会議において、本件土地の公募提案による価格の有利性と利用計画の内容を比較考量しないまま売却先の決定を行っている。
- (3) 過去の判例に照らしても、公募提案における最高提示価格と売却価格の価格差は、随意契約で許容される限度を超えており価格の有利性に犠牲が生じている。

5 区の対応

本訴訟事件については、特別区人事・厚生事務組合と協議の上、対処する予定である。

以 上